平成２４年（再イ）第７号
北海道網走市南４条東４丁目15番地の１
再生債務者　向當　弘和
１　決議に付する再生計画案　平成24年９月５日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　平成24年10月24日まで
平成24年９月26日　釧路地方裁判所網走支部

平成２４年（再イ）第６号
群馬県高崎市浜尻町223番地11
再生債務者　福地　英俊
１　決議に付する再生計画案　平成24年９月13日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　平成24年10月24日まで
平成24年９月26日　前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（再イ）第３号
青森県弘前市大字城東北２丁目７番地５　スカイハウスＡ－１号
再生債務者　岸谷　雅俊
１　決議に付する再生計画案　平成24年９月20日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　平成24年10月15日
３　再生計画案に対する回答期間　平成24年10月15日まで
平成24年９月24日　青森地方裁判所弘前支部

平成２４年（再イ）第３３号
兵庫県姫路市飾磨区城南町２丁目１番地サンハイツ英賀保202号
再生債務者　岡元　政昭（旧姓橋本）
１　決議に付する再生計画案　平成24年９月３日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　平成24年10月16日
３　再生計画案に対する回答期間　平成24年10月23日まで
平成24年９月25日　神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（再イ）第４号
三重県度会郡度会町南中村1238番地
再生債務者　御村　隆男
１　決議に付する再生計画案　平成24年９月26日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　平成24年10月17日
３　再生計画案に対する回答期間　平成24年10月17日まで
平成24年９月26日
津地方裁判所伊勢支部再生係

平成２４年（再イ）第２９号
岡山市東区宿毛348番地
再生債務者　相澤美千也
１　決議に付する再生計画案　平成24年９月10日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　平成24年10月17日
３　再生計画案に対する回答期間　平成24年10月17日まで
平成24年９月26日
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（再イ）第７号
香川県丸亀市綾歌町岡田東1581番地２
再生債務者　高尾　　彰
１　決議に付する再生計画案　平成24年９月11日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　平成24年10月24日
３　再生計画案に対する回答期間　平成24年10月24日まで
平成24年９月26日
高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（再イ）第１６号
青森県八戸市大字豊崎町字替地山下34番地17
再生債務者　椛本　好春
１　決議に付する再生計画案　平成24年９月24日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　平成24年10月31日
３　再生計画案に対する回答期間　平成24年10月31日まで
平成24年９月26日
青森地方裁判所八戸支部個人再生係

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２４年（再ロ）第１号
秋田県能代市浅内字黒岡35番地
再生債務者　木元　　光
１　決定年月日時　平成24年９月25日午後５時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年10月16日まで
４　一般異議申述期間　平成24年10月30日から平成24年11月６日まで
秋田地方裁判所能代支部

平成２４年（再ロ）第４号
静岡県浜松市浜北区内野1244番地の６
再生債務者　小栗　哲也
１　決定年月日時　平成24年９月26日午後３時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年10月24日まで
４　一般異議申述期間　平成24年11月５日から平成24年11月12日まで
静岡地方裁判所浜松支部再生係

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２３年（再ロ）第８号
沖縄県うるま市与那城饒辺727番地33　与勝団地Ａ棟306号室
再生債務者　高宮　久枝
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成24年９月10日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年９月24日　那覇地方裁判所沖縄支部

平成２４年（再ロ）第４号
さいたま市見沼区大字南中野685番地42
再生債務者　新野　幸樹
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成24年９月21日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年９月25日
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２４年（再ロ）第４３号
大阪府東大阪市若江南町４丁目２番39号
再生債務者　深谷　　徹
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成24年９月21日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年９月25日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（再ロ）第１号
岡山県倉敷市西坂1342番地480
再生債務者　瀬浪　孝彦
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成24年９月19日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年９月26日　岡山地方裁判所倉敷支部

平成２４年（再ロ）第１号
神奈川県横須賀市浦郷町２丁目18番地
再生債務者　野々目　穣
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成24年９月21日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年９月26日
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（再ロ）第１号
熊本市中央区出水２丁目２番38号
再生債務者　牛島　　将
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成24年９月24日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年９月26日
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

会社公告

合併

左記会社は合併して、甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。
効力発生日は平成二十四年十二月一日であり、甲は会社法第七九六条第三項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有しておりますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の日の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、甲及び乙の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十四年五月十一日
掲載頁　一一五頁（号外第一〇四号）
平成二十四年十月四日
東京都品川区大崎一丁目一一番二号
（甲）株式会社ローソン
代表取締役　新浪　剛史
富山県富山市呉羽町六四四一番地
（乙）株式会社ローソン富山
代表取締役　薄井　浩一